## ○厚生労働省告示第百十号

八 定に基づき、 十五 独 <u>八</u> 号)の 行 政法 医薬 人医 部 品等副: を 薬 次 品 0 医 ように改 作 療 用 機 被害 器 総 救 正 合機構法 済制 Ļ 平. 度  $\mathcal{O}$ 成二十九年三月三十日 平 対 -成十四 象となら 年 な 法律第百九十二号) 1 医 薬 品 カン 5 (平成十六年 適 用す 第四 る。 厚生労働 条第六項第一 省告 号 の 示 規

平成二十九年三月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

下 改 正 対 次  $\mathcal{O}$ 一後欄 象規定」とい 表により、 に · 掲 げ 改正 る対象 . う。 前 欄及び 規定で改正前 は、 改 改 Ē 正後欄に対応 前 欄 欄 にこれ に 掲げる る対 に対応するも して掲げるその 象規定を改正 0 標記 を 掲げ 後欄 部 分に二 て に *(* ) 掲げる対 な 重傍線 *(* ) b 0) 象規定とし は、 を付し これ た て 規 を加える。 移 定 動 。 以

11・11- {	四十四~七十三 【略】	四十三 クリサンタスパーゼ及びその製剤	七~四十二 【略】	六 アフリベルセプト ベータ及びその製剤	【一~五 略】	改 正 後
【号を加える。】	四十二~七十一【二号ずつ繰り下げる。】	【号を加える。】	六〜四十一 【一号ずつ繰り下げる。】	【号を加える。】	【一~五 同上】	改正前

八 十 二 備考 七十五~八十一 八十三~百七十六 製剤 ボロラン一四・四 ン)、その塩類及びそれらの製剤 五一ジヒド シメチル)ピロリジン―二―イル] ―三・四―ジヒドロキシ―五―(ヒド イキサゾミブクエン ノ]アセチル〉アミノ)―三―メチルブチ ピリミジン―四 「一・五 表中 七一 [ (二 S・三 S・四 R・五 R) 五. (T) 口 オキソー | 匹 ージクロ 略 略 の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線 Н ―ジイル} 二酢 酸エステル)及びその オン 一・三・二―ジオキサ ۲° 口 口 ベンゾイル)アミ (別 口 名フ = --オ 酸 口 (別名 デ . 口 キ 七十九~百七十二 七十二~七十八 【号を加える。】 【三号ずつ繰り下げる。 【四号ずつ繰り下げる。